

平成30年度 新製品開発による多摩産材普及事業の募集について

1 募集期間

平成30年4月23日（月）～6月7日（木）

2 事業の趣旨

多摩産材の魅力ある製品開発を通して、多摩産材の高付加価値化を図り、大消費地である東京での多摩産材の利用拡大を目的とする。

3 支援の対象者

4に記載する条件を満たす民間事業者で、以下のいずれかの要件を備えた者。

- (1) 都内に本社・本部がある。
- (2) 都内に本社・本部以外の主たる事務所がある。

※主たる事務所とは、支店等で申請や補助金の受取等について、その事務所が単独で実施することができる事務所です。

4 応募の条件

- (1) 平成31年3月31日までに事業が完了すること
- (2) 多摩産材を使用した内装材や家具・什器等の魅力的な製品開発であること（構造材は除く）
- (3) 開発製品の商品化が確実であること
- (4) 補助対象経費が200万円以上であること
- (5) 開発製品について、自社カタログやWEB等に掲載すること
- (6) 事業完了後3年間は以下の内容を東京都に報告すること

- ・多摩産材利用量
- ・開発製品の販売促進活動状況
- ・多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）

ただし、他の公的な補助金や助成金を受けている、又は受ける見込みにある事業は支援の対象となりません。

5 予算額 2,000万円

6 補助額 補助対象経費の2分の1以内（上限額：500万円）

7 補助対象経費（詳細は「新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱」を参照） 技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料 等

※いずれも消費税は補助対象経費に含みません

8 補助事業者の選定

選定に当たっては、学識経験者を交えた審査会を設置し、主に以下の観点から優先順位を設定し、予算の範囲内で補助事業者を選定します。

審査会では、申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う場合があります。

- ①開発製品は意匠性が高いか
- ②開発製品は独創性、新規性が認められるか
- ③開発製品のセールスポイントが明確であるか
- ④一過性ではなく、継続して販売できる製品であるか
- ⑤市場規模が大きい又は売れることが期待される製品であるか
- ⑥製品開発後に実施する、多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）が優れているか

9 応募方法

ア～オの書類を6部作成し、(2)の提出先まで直接持ち込むか、郵送にて平成30年6月7日(木)まで(必着)にご提出ください。

(1) 応募書類（「新製品開発による多摩産材普及事業実施要領」第5に規定する書類）

- ア 申請書（要領第1～3号様式（各様式中に添付の指示があるものを含む。））
- イ 企画書（イメージ図及び製品開発フロー図は必須、開発方法、期間、期待される効果等）
- ウ 開発製品の販売促進活動に関する計画資料
- エ 多摩産材の認知度向上に対する取組及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（PR活動）に関する計画説明資料
- オ 過去に行った多摩産材に関する取組について

※イ～オは様式及び表題自由、「**8 補助事業者の選定**」に記載の観点が含まれていない場合は、選定の優先順位が下がりますのでご注意ください。

(2) 応募書類の提出及び問い合わせ先

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階 TEL: 03-5320-4855

10 事業の流れ

- 事業予定者内定 : 7月下旬（予定）
- 補助金交付申請 : 事業予定者は内定の通知後、補助金の交付申請を行う。
- 補助金交付決定通知 : 補助金交付申請後、東京都から事業者へ交付決定通知
- 事業着手 : 補助金交付決定通知を受けてから事業に着手
- 事業完了 : 事業完了後、実績報告書の提出、補助金額の確定、補助金支出